

兵庫県病院薬剤師会伊丹支部会規約

第1条（名称） 本会は、兵庫県病院薬剤師会 伊丹支部と称する。

（会員） 兵庫県伊丹市、川西市内の施設に勤務する薬剤師をもって構成する。

第2条（目的） 研修等により会員の倫理性および学術水準を高め、伊丹・川西地区にある病院や診療所、薬局において質の高い薬物治療の提供を行うこと、また、連携を深め地域医療の発展に寄与することを目的とする。

第3条（会費） 伊丹支部活動費として年会費 1,000 円とする。

途中入会は、4 月～9 月は 1000 円、10 月以降の場合は 500 円とする。

ただし、既納の会費は返納しない。

第4条（役員） 本会の会務遂行のため次の役員を置く。

1. 支部長 1 名 （兵庫県病院薬剤師会理事）
2. 副支部長 1 名
3. 会計 1 名 （支部長病院が担当）
4. 会計監査 1 名
5. 支部役員 7 名
6. 代議員 2 名 （本部の要請人数） 予備代議員 2 名
7. 文化委員 2 名 （本部の要請人数）
8. 教育研修委員 1 名 （本部の要請人数）
9. 情報委員 1 名 （本部の要請人数）
10. 学術委員 3 名 （本部の要請人数）
11. 編集委員 1 名 （本部の要請人数）
12. 中小病診委員 1 名 （本部の要請人数）
13. 災害薬事委員 2 名 （本部の要請人数）

第5条（任期と選任）

1. 任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 支部長は、総会にて選任する。
3. 副支部長および役員、各委員は、支部長が委嘱し総会にて選任する。

第6条（事業）

1. 総会 年 1 回開く。支部長が必要と判断した場合は、臨時で召集することができる。
2. 運営 小委員会を年 2～3 回開催。支部長が召集する。
支部活動の運営、薬剤師会との連携等について、審議、決定を行う。
3. 小委員会 当会より支部長、副支部長・会計・支部役員・本部理事、
兵庫県薬剤師会の伊丹薬剤師会役員・川西薬剤師会役員により構成する。
4. 支部例会の開催は、原則として 3 ヶ月に 1 回とする。
例会の担当は、支部役員の所属する施設で持ちまわりとする。

第7条（その他） 本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。

事務局は、支部長の所属する施設に置く。

附則 この規約は、平成 27 年 4 月 23 日より施行する。

一部改訂 平成 28 年 4 月 21 日

一部改訂 平成 29 年 4 月 27 日

一部改訂 令和 2 年 5 月 20 日

一部改訂 令和 6 年 5 月 10 日

一部改訂 令和 7 年 5 月 10 日